

第 5 1 号 議 案

新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する
条例

(目的)

第1条 この条例は、新宿駅周辺地域において路上飲酒を制限し、並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等を防止することにより、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新宿駅周辺地域 東京都新宿区新宿三丁目及び歌舞伎町一丁目の区域をいう。
- (2) 路上飲酒 道路、公園、広場その他公共の場所における飲酒をいう。
- (3) 迷惑行為 正当な理由なく次に掲げる行為を行うことをいう。
 - ア 火気を使用する行為
 - イ 街路灯、建造物等に上る行為
 - ウ 音響機器等により騒音を発生させる行為
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、他人に迷惑を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれがあると区長が認める行為
- (4) 関係行政機関 新宿駅周辺地域を管轄する行政機関をいう。
- (5) 関係団体 新宿駅周辺地域の区域内に存する町会、自治会、商店会その他の地域活動を行う団体をいう。
- (6) 来街者 新宿駅周辺地域を訪れ、又は通過する者をいう。
- (7) 事業者 新宿駅周辺地域及びその周辺地域で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(区の責務)

第3条 新宿区（以下「区」という。）は、関係行政機関及び関係団体との協力体制を整備するとともに、来街者及び事業者のマナーの向上のための意識の啓発、来街者の滞留を防止するための警備計画の策定その他この条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとする。

2 区は、前項の施策の策定に当たっては、関係行政機関及び関係団体との協議の場を設け、当該協議の結果を尊重して同項の施策に反映させるよう努めなければならない。

（来街者の責務）

第4条 来街者は、関係法令を遵守するとともに、マナーの向上及び前条第1項の施策への協力に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、区が実施する酒類の販売の自粛等の施策に協力するよう努めなければならない。

（路上飲酒の制限）

第6条 来街者は、次の各号に掲げる期間においては、新宿駅周辺地域のうち新宿区規則（以下「規則」という。）で定める区域内で路上飲酒をしてはならない。ただし、区長が特段の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 10月31日及び11月1日

(2) 前号に掲げるもののほか、新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保する観点から区長が特に必要と認める期間

2 区長は、前項の規定による路上飲酒の制限について、適用される時間を限定して行わせることができる。

（指導）

第7条 区長は、前条第1項本文の規定に違反している者に対して、当該違反行為を中止するよう指導することができる。

（迷惑行為の禁止）

第8条 来街者及び事業者は、新宿駅周辺地域の公共の場所において、迷惑行為をしてはならない。

（規則への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境を確保するため、路上飲酒

の制限並びに迷惑行為及び来街者の過度な集中による事故等の防止
に関し必要な事項を定める必要があるため